

池田町移住定住体験住宅設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「池田町移住促進事務事業」の一環として、移住希望者が一定期間、池田町(以下「町」という。)での生活を体験できる機会を提供するための住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者。ただし、転勤又は婚姻による転入者を除く。

(2) 移住定住体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に池田町での生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅(以下「体験住宅」という。)

(貸付住宅)

第3条 生活体験として貸し付ける体験住宅は、下記のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
体験住宅 A (長期用)	池田町字千代田574番地	平成3年	木造モルタル 平屋3LDK	84.24 m ²
体験住宅 B (短期用)	池田町字利別西町11番地 (旧教員住宅 36、1 棟2戸東側)	昭和60年	補強コンクリ ートブロック 3LDK	60.785 m ²
体験住宅 C (短期用)	池田町字利別西町11番地 (旧教員住宅 35、1 棟2戸西側)	昭和60年	補強コンクリ ートブロック 3LDK	60.785 m ²
体験住宅 D (長期用)	池田町字利別西町11番地 (旧教員住宅 37)	昭和59年	補強コンクリ ートブロック 3LDK	60.78 m ²

(貸付期間)

第4条 体験住宅の貸付期間は、次の各号に掲げる体験住宅の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 長期用 3か月以上1年以内

(2) 短期用 7日以上3か月未満

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めたときは、前項各号に掲げる期間を延長し、又は短縮することができる。

(貸付期間の特例)

第4条の2 当町が取り組むモニターツアー、ワーキングホリデー等において体験住宅を貸付ける場合は、1日より貸付けることができる。

(借用申請)

第5条 体験住宅の借受けを希望する移住希望者（以下「借受け申請者」という。）は、「池田町移住定住体験住宅借受申請書」（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する借受け申請者（同居を予定している者を含む。）は、体験住宅の借用申請ができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係があると認められる者

（貸付許可）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「池田町移住定住体験住宅貸付許可書」（別記様式第2号）を交付する。

（貸付けの変更承認申請等）

第7条 前条の規定により貸付けの許可を受けた者（以下「貸付対象者」）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、池田町移住定住体験住宅貸付許可変更申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、「池田町移住定住体験住宅貸付変更許可書（別記様式第4号）」を交付する。

（契約）

第8条 貸付対象者は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を、別に定める「池田町移住定住体験住宅定期賃貸契約書」（別記様式第5号）により町長と締結し、体験住宅を借り受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、借地借家法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「池田町移住定住体験住宅定期賃貸契約についての説明」（別記様式第6号）により行うものとする。

（料金）

第9条 体験住宅の貸付に係る料金は、下記のとおりとする。

体験住宅の種類	料金区分	期間	金額	摘要
長期用	住宅貸付料	1日	1,000円	
	使用者負担金	1日	850円	
	計		1,850円	
短期用	住宅貸付料	1日	1,500円	
	使用者負担金	1日	1,500円	
	計		3,000円	

2 貸付対象者は、前項の料金を、借受け開始前までに貸付期間に応じた金額の全額を納付しなければならない。ただし、分納による納付の申出があった場合は、この限りでない。この場合における住宅貸付料及び使用者負担金は、毎月初日に当該月分を納付しなければならない。

3 前項の料金には、灯油を除く電気、プロパンガス、水道及び下水道の使用料並びに

NHK放送受信料等を含むものとする。

4 前項に規定する以外の費用は、入居者の負担とする。

5 貸付期間が1か月に満たない期間の料金には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を含むこととする。

6 既納の料金は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれか該当する場合にあっては、当該各号に定める額を還付することができる。

(1) 天災事変、体験住宅に入居する者（以下「入居者」という。）又は入居者の親族の疾病、その他入居者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額に相当する額

(2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額に相当する額

(3) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合 町長が定める額

7 町長は、特に必要と認めるときは、体験住宅の貸付に係る料金を減額し、又は免除することができる。

(入居者の保管義務)

第10条 入居者は、体験住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 入居者は、体験住宅B、同C、同Dにおいて、観賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物又は身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬以外の犬、猫等の動物を飼育してはならない。

(権利の譲渡等)

第11条 貸付対象者は、体験住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(目的外使用)

第12条 入居者は、体験住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(貸付許可の取消)

第13条 町長は、入居者に前3条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第6条の規定による貸付許可を取消することができる。

(明渡し)

第14条 貸付対象者は、貸付期間が終了する日まで及び前条の規定に基づき貸付許可が解除された場合にあっては、直ちに体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、貸付対象者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 貸付対象者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長は、第1項後段の規定に基づき貸付対象者が行う原状回復の内容及び方法について貸付対象者と協議するものとする。

(立入り)

第 15 条 町長は、体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他体験住宅の管理上特に必要があるときは、貸付対象者の承諾がなくても体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 貸付対象者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第 16 条 貸付対象者は、入居者が故意又は過失により住宅又は設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による体験住宅若しくは設備又は備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第 17 条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅内又は周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

池田町移住定住体験住宅借受申請書

年 月 日

池田町長 様

申請者 住所

ふりがな
名前

印

池田町移住定住体験住宅を借受けたいので、池田町移住定住体験住宅設置要綱第5条の規定により、次のとおり申請いたします。

区 分	新規・2回目以降(回目)		
借受希望住宅	体験住宅A・体験住宅B・体験住宅C・体験住宅D		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
体験住宅入居者全ての氏名	年齢	職業	申請者との続柄
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	
メールアドレス			
移住を検討されるに当たってのお考えをご記入下さい。又、体験を行うにあたって質問等ございましたらご記入下さい。			移住される場合の住宅についてお聞きします。 1、場所について (市街地・農村地域・その他) 2、住宅について (新築・中古・賃貸・その他)

入居者全ての現住所地の住民票謄本(抄本)を添付してください。

別記様式第2号（第6条関係）

池田町移住定住体験住宅貸付許可書

（文書番号）
年 月 日

申請者 様

池田町長

年 月 日付けで申請のあった池田町移住定住体験住宅借受申請書について、池田町移住定住体験住宅設置要綱第6条に基づき、貸付許可を決定します。

記

1 貸付を許可する住宅

- 体験住宅 A 池田町字千代田 5 7 4 番地
- 体験住宅 B 池田町字利別西町 1 1 番地（旧教員住宅 36、1 棟 2 戸東側）
- 体験住宅 C 池田町字利別西町 1 1 番地（旧教員住宅 35、1 棟 2 戸西側）
- 体験住宅 D 池田町字利別西町 1 1 番地（旧教員住宅 37）

2 賃借期間

年 月 日から 年 月 日（ 日間）

3 契約締結

池田町移住定住体験住宅定期賃借契約を締結してください。

別記様式第3号（第7条関係）

池田町移住定住体験住宅貸付許可変更申請書

年 月 日

池田町長 様

申請者 住 所

ふり がな
名 前

印

年 月 日付けで貸付けの許可を受けた事項を変更したいので、池田町移住定住体験住宅設置要綱第7条の規定により、次のとおり申請いたします。

借受住宅	体験住宅 A ・ 体験住宅 B ・ 体験住宅 C ・ 体験住宅 D				
使用期間の変更	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）				
入居者の変更					
追 加	削 除	(ふりがな) 入居者の氏名)	年齢	職業	申請者との続柄
変更理由					

入居者に追加がある場合は、追加する入居者全ての現住所地の住民票謄本（抄本）を添付してください。

別記様式第4号（第7条関係）

池田町移住定住体験住宅貸付許可変更許可書

（文書番号）
年 月 日

申請者 様

池田町長

年 月 日付けで申請のあった池田町移住定住体験住宅貸付許可変更申請書について、池田町移住定住体験住宅設置要綱第7条の規定に基づき、次のとおり変更許可を決定します。

借受住宅	体験住宅A ・ 体験住宅B ・ 体験住宅C ・ 体験住宅D		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
（ふりがな） 入居者の氏名	年齢	職業	申請者との続柄
備考			

別記様式第5号(第8条関係)

池田町移住定住体験住宅定期賃貸契約書

(契約の締結)

第1条 貸主池田町(以下「甲」という。)及び借主 (以下「乙」という。)
は、第2条に掲げる普通財産(住宅)(以下「住宅」という。)の貸付けについて、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(住宅)

第2条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
体験住宅A	池田町字千代田574番地	平成3年	木造モルタル 平屋3LDK	84.24 m ²
体験住宅B	池田町字利別西町11番地 (旧教員住宅 36、1棟2戸東側)	昭和60年	補強コンクリート ブロック3LDK	60.785 m ²
体験住宅C	池田町字利別西町11番地 (旧教員住宅 35、1棟2戸西側)	昭和60年	補強コンクリート ブロック3LDK	60.785 m ²
体験住宅D	池田町字利別西町11番地 (旧教員住宅 37)	昭和59年	補強コンクリート ブロック3LDK	60.78 m ²

(契約期間)

第3条 契約期間は、次に掲げるとおりとする。

始期	年 月 日から	日間(ヶ月 日)
終期	年 月 日まで	

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

(料金)

第4条 住宅の貸付に係る料金は、下記のとおりとする。

体験住宅の種類	料金区分	期間	金額	摘要
長期用	住宅貸付料	日	円	1,000円/日
	使用者負担金	日	円	850円/日
	計		円	
短期用	住宅貸付料	日	円	1,500円/日
	使用者負担金	日	円	1,500円/日
	計		円	

- 2 乙は、前項の料金を、借受開始前までに貸付期間に応じた金額の全額を納付しなければならない。ただし、分納による納付の申出があった場合は、この限りでない。この場合における住宅貸付料及び使用者負担金は、毎月初日に当該月分を納付しなければならない。
- 3 前項の料金には、電気、プロパンガス、水道及び下水道の使用料並びにNHK放送受信料を含むものとする。
- 4 前項に規定する以外の費用は、乙の負担とする。
- 5 貸付期間が1か月に満たない期間の料金には、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第16条の2の規定による消費税を含むこととする。
- 6 既納の料金は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれか該当する場合にあっては、当該各号に定める額を還付することができる。
 - (1) 天災事変、乙又は乙の親族の疾病その他乙の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額に相当する額
 - (2) 甲が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した料金から使用済期間分の料金を差し引いた差額に相当する額
 - (3) その他やむを得ない事由により甲が特に認めた場合 甲が定める額

（乙の保管義務）

- 第5条 乙は、体験住宅について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- 2 乙は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
 - 3 乙は、体験住宅B、同C、同Dにおいて、観賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物又は身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬以外の犬、猫等の動物を飼育してはならない。

（権利の譲渡等）

- 第6条 乙は、体験住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

（目的外使用）

- 第7条 乙は、体験住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

（契約の解除）

- 第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

（明渡し）

- 第9条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、

通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(協議)

第11条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもつて管轄裁判所とする。

甲及び乙は、本契約書2通を作成し、それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲)住所 池田町字西1条7丁目11番地
池田町
氏名 池田町長 印

借主(乙)住所

氏名 印

年 月 日

池田町移住定住体験住宅定期賃貸契約書についての説明

貸主(甲)住 所

氏 名 池田町

池田町長

印

下記住宅について定期建物質貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日に、下記住宅を明け渡してください。

記

1 住 宅	名 称	体験住宅A・体験住宅B・体験住宅C・体験住宅D		
	所在地	池田町字千代田574番地 池田町字利別西町11番地		
2 契約期間	始 期	年 月 日から	日間	
	終 期	年 月 日まで	(ヶ月 日)	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主(乙)住 所

氏 名

印